

**危険物の規制に関する規則及び消防法施行規則の一部を改正する省令について**

平成 30 年 11 月

消防庁予防課・危険物保安室

**【概要】**

次の資格の要件の一つに、大学を卒業した者とあるところ、当該部分に専門職大学の前期課程を修了した者を含ませるために、危険物の規制に関する規則（昭和 34 年総理府令第 55 号）及び消防法施行規則（昭和 36 年自治省令第 6 号）を改正するものである。

## ・危険物の規制に関する規則

甲種危険物取扱者試験の受験資格

## ・消防法施行規則

防災性能の確認に係る登録確認機関の確認実施者資格

消防用設備等の認定に係る登録認定機関の認定実施者資格

消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検者資格及び報告者資格

**【理由】**

概要に記載した各資格において、「学校教育法による大学（略）において（略）学科又は課程を修めて卒業した」者は、各資格を得るものとされている。

今般、学校教育法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 41 号）により、大学及び短期大学の新たな類型として、専門職大学及び専門職短期大学が制度化され、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 104 条第 7 項第 1 号により、専門職大学の前期課程を修了した者に対して、短期大学の学士を授与するものとされている。しかし、専門職大学の前期課程を修了した者は、「卒業した」者ではないことから、概要に記載した各資格の要件を満たしていないこととなる。

したがって、「卒業した」者に専門職大学の前期課程を修了した者を含ませるよう今回改正するものである。

**【施行期日】**

平成 31 年 4 月 1 日

平成十七年消防庁告示第十三号（消防力の整備指針第三十二条第三項の規定に基づく  
予防技術資格者の資格）及び平成十二年消防庁告示第九号（消防法施行規則第四条の  
四第四項及び第四条の五第二項の規定に基づく防災表示を付する者の登録の基準及び  
登録確認機関に申込みをしたことを証する書類をもって代えることができる添付書  
類）の一部改正について

平成30年11月  
消防庁予防課

**【概要】**

次の資格及び専門技術者の要件の一つに、大学を卒業した者とあるところ、当該部分に専門職大学の前期課程を修了した者を含ませるために、当課所管の告示を改正するものである。

- ・平成十七年消防庁告示第十三号（消防力の整備指針第三十二条第三項の規定に基づく  
予防技術資格者の資格）  
予防技術検定の受験資格
- ・平成十二年消防庁告示第九号（消防法施行規則第四条の四第四項及び第四条の五第二  
項の規定に基づく防災表示を付する者の登録の基準及び登録確認機関に申込みをし  
たことを証する書類をもって代えることができる添付書類）  
生地その他の材料を製造する者が品質管理部門に置かなければならない専門技術  
者の要件

**【理由】**

概要に記載した資格及び専門技術者において、「学校教育法による大学（略）にお  
いて（略）学科又は課程を修めて卒業した」者は、その要件を満たすものとされてい  
る。

今般、学校教育法の一部を改正する法律（平成29年法律第41号）により、大学及  
び短期大学の新たな類型として、専門職大学及び専門職短期大学が制度化され、学校  
教育法（昭和22年法律第26号）第104条第7項第1号により、専門職大学の前期課  
程を修了した者に対して、短期大学の学士を授与するものとされている。しかし、専  
門職大学の前期課程を修了した者は、「卒業した」者ではないことから、概要に記載  
した資格及び専門技術者の要件を満たしていないこととなる。

したがって、「卒業した」者に専門職大学の前期課程を修了した者を含ませるよう  
に今回改正するものである。

**【施行期日】**

平成31年4月1日